

# 環境影響法令等規制一覽編

## 環境影響法令等規制一覽

監視・測定手順書 1	ボイラーばい煙量監視・測定手順書
監視・測定手順書 2	公用車等監視・測定手順書
監視・測定手順書 3	排水水汚染状態監視・測定手順書
監視・測定手順書 4	浄化槽監視・測定手順書
監視・測定手順書 5	地下オイルタンク監視・測定手順書 地下オイルタンク緊急事態管理手順書
監視・測定手順書 6	自家用電気工作物監視・測定手順書
監視・測定手順書 7	上水道水監視・測定手順書
監視・測定手順書 8	一般廃棄物処理施設維持管理監視・測定手順書
監視・測定手順書 9	特別管理産業廃棄物監視・測定手順書
監視・測定手順書 10	産業廃棄物監視・測定手順書
監視・測定手順書 11	届出等監視・測定手順書



環境法令等規制一覧

法規制等	条文	法令等 所管課	主な要求事項	適用施設等	管理課等	手順書	法基準値等	監視・測定等			
大気汚染防止法	法第6条	住	・ばい煙発生施設の設置の届出	輪中 大藪小	教	届出等監視・測定手順書	—	届出等の状況の監視 年1回(2月)			
	法第8条		・ばい煙発生施設の構造等の変更の届出	仁木小 給					給	ばいじん 0.3mg/m <sup>3</sup> 以下 窒素酸化物 180ppm以下 硫黄酸化物 K値 17.5以下	ばいじん 年2回 窒素酸化物 年2回
	法第16条		・ばい煙量等の測定			ボイラーばい煙量監視 ・測定手順書					
	法第21条の2		・自動車排出ガスの抑制	・公用車 ・消防自動車	総、住、福、 建、産、教、給	—	—	—			
道路運送車両法	法第48条 法第62条	総	・定期点検整備の実施 ・継続検査	・公用車 ・消防自動車	総、住、福、 建、産、教、給	公用車等監視・測定手順書	排気ガス CO 4.5%以下 HC 1200ppm以下	定期点検 年1回 車検 車種による期間			
水質汚濁防止法	法第5条 法第7条	住	・特定施設設置の届出 ・特定施設の構造等の変更の届出	庁 町 浄 プ 輪中 福東小 大藪小	総 産 建 教	届出等監視・測定手順書	—	届出等の状況の監視 年1回(2月)			
	法第14条第3項		・汚濁負荷量の測定手法の届出	浄	建				届出等監視・測定手順書	—	届出等の状況の監視 年1回(2月)
	法第12条の2		・総量規制基準の遵守	プ	教	排水水質検査 ・測定手順書	化学的酸素要求量 30mg/ℓ 水質検査 水素イオン濃度 5.8～8.6 生物化学的酸素 要求量 40mg/ℓ 化学的酸素 要求量 30mg/ℓ 浮遊物質 90mg/ℓ 大腸菌群数 日間平均3000 窒素含有量 120mg/ℓ 燐含有量 16mg/ℓ	排水水質検査 年1回			
	法第14条第1項 第2項 第4項		・排水水の汚染状態の測定等								
浄化槽法	法第5条	住	・浄化槽設置等の届出	・合併浄化槽11基		届出等監視・測定手順書	—	届出等の状況の監視 年1回(2月)			
	法第7条 法第10条		・設置後等の水質検査 ・浄化槽管理者の義務	庁、大防災 工 町 ふ、保 プ、輪中、大藪小、福東小 ・単独し尿浄化槽3基 福東保 福東小学校体育館	総 住 産 福 教 福 教	— 浄化槽監視・測定手順書	— —	保守点検 ・合併処理浄化槽 ○週1回 庁、町、輪中、大藪小 福東小 ○2週に1回 ふ、保、プ ○3ヶ月に1回 大防災、工 ・単独処理浄化槽 ○3ヶ月に1回1回 福東小体			

環境法令等規制一覧

法規制等	条文	法令等所管課	主な要求事項	適用施設等	管理課等	手順書	法基準値等	監視・測定等	
	法第11条		・定期検査			浄化槽監視・測定手順書	—	○2ヶ月に1回 福束保 清掃 ○年1回以上 全施設 定期点検 浄化槽14基 年1回	
消防法	法第8条	総	・防火管理者の選任 ・消防計画の作成	庁、町防災、仁防災、福防災、大防災 保、児、ふ、福束保、 町 ア、文、図、歴、輪体	総 福 産 教	届出等監視・測定手順書	—	届出等の状況の監視 年1回(2月)	
	法第11条 法第11条の2 法第13条	総	・危険物施設設置の許可 ・危険物施設の完成検査 ・危険物取扱者の選任	・地下オイルタンク(灯油)3基 庁 町	総 産 教	届出等監視・測定手順書	—	届出等の状況の監視 年1回(2月)	
	法第14条の3の2		・定期点検の実施	仁木小 ・地下オイルタンク(重油)4基 輪中、福束小、大藪小 給	教 給	地下オイルタンク監視 ・測定手順書	—	定期点検 年1回	
騒音規制法	法第6条 法第8条 法第5条	住	・特定施設の設置の届出 ・特定施設の数等の変更の届出 ・特定施設による騒音規制基準の遵守	児 文 図、歴	空気圧縮機 1台 空気圧縮機 12台 送風機 2台 空気圧縮機 4台 送風機 1台	福 教	届出等監視・測定手順書 届出等監視・測定手順書 —	— — 第2種区域 昼間 60dB 朝夕 50dB 夜間 45dB	届出等の状況の監視 年1回(2月) 届出等の状況の監視 年1回(2月) —
	法第10条		・氏名の変更等の届出				届出等監視・測定手順書	—	届出等の状況の監視 年1回(2月)
	法第14条 法第15条		・特定建設作業の実施の届出 ・特定建設作業による騒音規制基準の遵守	・建設工事	総、福 住、産、建 教、給	届出等監視・測定手順書 —	— ・基準値 ①285dB ・作業時刻 ①午前7時～午後7時 ②午前6時～午後10時 ・1日当たりの作業時間 ①10時間/日を越えないこと ②14時間/日を越えないこと ・作業期間 ①②連続6日を越えないこと ・作業日 ①②日曜日、休日でないこと	届出等の状況の監視 年1回(2月) —	
	法第6条 法第5条		・特定施設の設置の届出 ・特定施設による振動規制基準の遵守	児 文 図、歴	空気圧縮機 1台 空気圧縮機 12台 空気圧縮機 4台	福 教	届出等監視・測定手順書 —	— 第2種区域 昼間 65dB 夜間 60dB	届出等の状況の監視 年1回(2月) —

環境法令等規制一覧

法規制等	条文	法令等所管課	主な要求事項	適用施設等	管理課等	手順書	法基準値等	監視・測定等				
振動規制法	法第8条	住	・特定施設の変更等の届出				届出等監視・測定手順書	届出等の状況の監視 年1回(2月)				
	法第10条		・氏名の変更等の届出					届出等監視・測定手順書	届出等の状況の監視 年1回(2月)			
	法第14条		・特定建設作業の実施の届出					・建設工事	総、福 住、産、建 教、給	届出等監視・測定手順書	届出等の状況の監視 年1回(2月)	
	法第15条		・特定建設作業による振動規制基準の遵守									基準値 ①②75dB ・作業時刻 ①午前7時～午後7時 ②午前6時～午後10時 ・1日当たりの作業時間 ①10時間/日を越えないこと ②14時間/日を越えないこと ・作業時間 ①②連続6日を越えないこと ・作業日 ①②日曜日、休日でないこと
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び法律施行規則	法第6条	住	・一般廃棄物処理計画の策定	・輪之内町一般廃棄物最終処分場 埋立面積:7,623㎡ 埋立容積:31,193㎡ 使用開始年月日 平成6年8月1日	住	-	-	-				
	法第6条の2第2項		・一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準の遵守					-	-			
	規則第4条		・一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準の遵守					-	-			
	規則第4条の5		・一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準の遵守					一般廃棄物処理施設維持管理監視 ・測定手順書	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令別表下欄に掲げる基準	・埋立処分開始前 地下水等検査項目 電気伝導率 塩化物イオン ・埋立処分開始後 ①地下水等検査項目 年1回 ②電気伝導率又は塩化物イオン 月1回		
	法第9条の3		・一般廃棄物処理施設の届出					届出等監視・測定手順書	-	届出等の状況の監視 年1回(2月)		
	法第9条の3第7項		・一般廃棄物処理施設の変更の届出					届出等監視・測定手順書	-	届出等の状況の監視 年1回(2月)		
	法第9条の3第10項		・最終処分場に係る埋立処分の終了の届出 ・最終処分場の廃止の確認の申請					届出等監視・測定手順書	-	届出等の状況の監視 年1回(2月)		
	法第21条		・技術管理者の設置					-	-	-		
	法第6条の2		特別管理一般廃棄物の処理					・エアコン等の廃棄	総、福、住、産 建、教、給	-	-	
	法第12条の2①		・特別管理産業廃棄物の処理					保 浄	医療系廃棄物 廃酸	福 建	-	-
	法第12条の2②		・特別管理産業廃棄物の保管								-	-
	法第12条の2③		・特別管理産業廃棄物の委託					-	-	-	-	
	法第12条の2⑥		・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置					-	-	-	-	
	法第12条の3		・特別管理産業廃棄物管理票の交付及び回収					特別管理産業廃棄物監視 ・測定手順書	-	交付及び回収の監視 交付及び回収の都度 報告の監視 年1回(6月30日)		
法第12条の3⑥	・特別管理産業廃棄物管理票交付者の報	-	-	-								

環境法令等規制一覧

法規制等	条文	法令等 所管課	主な要求事項	適用施設等	管理課等	手順書	法基準値等	監視・測定等
	法第12条の3⑦		・特別管理産業廃棄物管理票未回収の措					報告の監視 管理票(B2,D)を交 付してから60日を経過 した日 管理票(E)を交付し てから180日を経過し た日
	法第12条 法第12条第2項 法第12条第3項 法第12条の3		・産業廃棄物の処理 ・産業廃棄物の保管 ・産業廃棄物の委託 ・産業廃棄物管理票の交付及び回収	浄	終末処理場から発生する汚泥	建	— — — —	— — — —
	法第12条の3⑥ 法第12条の3⑦		・産業廃棄物管理票交付者の報告 ・産業廃棄物管理票未回収の措置			産業廃棄物監視・測定手順書	— —	交付及び回収の監視 交付及び回収の都度 報告の監視 年1回(6月30日)
	法第12条		・産業廃棄物の排出抑制及び適正処理	浄	終末処理場から発生する汚泥 ・建設工事等による産業廃棄物 (建設廃材等) ・紙類、ビン、カン等の廃棄物	建 総、福、住、産 建、教、給 全課等	— — —	— — —
建設工事に係る資材 の再資源化等に関す る法律	法第6条	建	・発注者の責務	・一定規模以上の特定建設資材を用い た解体工事、施工に特定建設資材を使用 する新築工事等	総、福、住、産	—	—	—
	法第9条		・分別解体等実施義務	特定建設資材	建、教、給	—	—	—
	法第11条		・対象建設工事の通知	・コンクリート、コンクリート及び鉄から成 る建設資材	届出等監視・測定手順書	—	—	届出等の状況の監視 年1回(2月)
	法第13条		・対象建設工事の請負契約に係る書面の記 載事項	・木材 ・アスファルト ・コンクリート		—	—	—
資源の有効な利用の 促進に関する法律	法第4条	建	・事業者等の責務	・建設工事	総、福、住、産	—	—	—
			・一定量以上の建設資材又は指定副産物 排出における計画書の作成指示		建、教、給	—	—	—
容器包装リサイクル 法	法第4条	住	・分別排出の徹底	・ビン・カン・ペットボトル等	全課等	—	—	—
特定家庭用機器再商 品化法	法第4条	住	・廃棄物の排出の抑制 ・適切な引き渡し	・エアコン・テレビ 冷蔵庫・洗濯機	総、福、住、産 建、教、給	—	—	—
水道法	法第4条	建	・水質基準の遵守	・水道供給施設 水、2水	建	上水道水監視・測定手順書	水質基準に関する省令 (厚生労働省令第101号)	色及び濁り並びに消 毒の残留効果 毎日 定期(浄水9項目)水質検査 年12回 定期(浄水23項目)水質検査 年4回 原水38項目水質検査 年1回 浄水50項目水質検査 年1回
	法第20条		・水質検査					

環境法令等規制一覧

法規制等	条文	法令等 所管課	主な要求事項	適用施設等	管理課等	手順書	法基準値等	監視・測定等	
電気事業法	法第42条	総	・保安規程の届出	庁	総	届出等監視・測定手順書	-	届出等の状況の監視 年1回(2月)	
	法第43条		・主任技術者の選任	保、ふ、大藪保、福東保、仁木保	福				
	法第54条		・定期検査	水、2水、浄 文、輪中、大藪小 福東小、仁木小	建 教	自家発電機監視・測定手順書	-	保守点検 ○2ヶ月に1回 ・庁、保、大藪保、 福東保、仁木保、水、 2水、浄、文、給、 輪中、大藪小、 仁木小、福東小 ○3ヶ月に1回 ・ふ	
岐阜県公害防止条例	条例第46条	住	・騒音に係る特定施設の設置の届出	庁	クーリングタワー 1基	総	届出等監視・測定手順書	届出等の状況の監視 年1回(2月)	
	条例第47条		・敷地境界線上における騒音規制基準の遵守	町	クーリングタワー 1基	産			第2種区域 昼間 60dB 朝夕 50dB 夜間 45dB
大垣消防組合火災予防条例	条例第70条	総	・指定数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱等の届出等	庁	オイルサービスタンク(灯油) 216ℓ	総	届出等監視・測定手順書	届出等の状況の監視 年1回(2月)	
				水	油タンク(重油)490ℓ	建			
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例及び条例施行規則	条例第16条第1項	住	・県内産業廃棄物の県内処理	保	医療系廃棄物	福	-	-	
	条例第17条第1項		・産業廃棄物処理計画書の作成 ・産業廃棄物管理責任者				-	条例施行規則において作成等を要しない事業者となっている。	-
	条例第18条		・処理を委託する場合における確認等				特別管理産業廃棄物監視 ・測定手順書	-	収集運搬業者への確認 実地調査 処分業者への確認 実地調査
	条例第25条第1項 条例第25条第2項		・産業廃棄物の処理費用の適正負担 ・受注者に対する産業廃棄物管理票の提示による適正処理の確認				総、福、住、産 建、教、給	-	-
労働安全衛生法	法第45条	総	・自主検査	輪中	蒸気ボイラー	教	-	-	
ボイラー及び圧力容器安全規則	規則第73条	総	・性能検査等	大藪小 仁木小 給	温水ボイラー 温水ボイラー 貫流式ボイラー	給	ボイラーばい煙量監視 ・測定手順書	性能検査 年1回	

略称と名称

総	総務課	庁	輪之内町役場庁舎
住	住民課	町 防災	輪之内町コミュニティ防災センター
福	福祉課	仁 防災	仁木コミュニティ防災センター
建	建設課	福 防災	福東コミュニティ防災センター
産	産業課	大 防災	大藪コミュニティ防災センター
教	教育課	エ	輪之内町エコドーム
給	学校給食センター	水	水源地
保	保健センター	2水	第2水源地
ふ	ふれあいセンター	浄	輪之内浄化センター
児	児童センター	町	輪之内町民センター
仁木保	仁木保育園	プ	プラネットプラザ
福東保	福東保育園	図	輪之内町立図書館
大藪保	大藪保育園	歴	輪之内町歴史民俗資料館
輪中	輪之内中学校	文	輪之内町文化会館
仁木小	仁木小学校	ア	輪之内アポロンスタジアム
福東小	福東小学校	輪体	輪之内体育センター
大藪小	大藪小学校		

<h1>ボイラーばい煙量監視・測定手順書</h1>	
監視測定項目	ボイラーのばい煙量の測定
適用する課等名	教育課（輪之内中学校、大藪小学校、仁木小学校） 学校給食センター
<b>監視・測定手順</b>	
<p><b>【目的】</b> 学校給食センターに設置されている貫流式ボイラーから発生するばい煙の排出を規制し、大気汚染防止を図ることを目的とする。</p> <p><b>【適用法令】</b> 大気汚染防止法</p> <p><b>【適用施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輪之内中学校 蒸気ボイラー</li> <li>・ 大藪小学校 温水ボイラー</li> <li>・ 仁木小学校 温水ボイラー</li> <li>・ 学校給食センター 貫流式ボイラー</li> </ul> <p><b>【監視・測定頻度】</b> 2回／年</p> <p><b>【法規制値等】</b>                  ばいじんの排出基準 0.30 g / Nm<sup>3</sup> 以下                  硫黄酸化物 K値 17.5 以下                  窒素酸化物 180 ppm 以下</p> <p><b>【監視・測定手順】</b></p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre>                     graph TD                         A[指定検査機関へ測定依頼] --&gt; B[指定検査機関による測定]                         B --&gt; C{上記【法規制値等】}                         C -- YES --&gt; D[OK]                         C -- NO --&gt; E[不適合是正措置]                     </pre> </div>	



# 公用車等監視・測定手順書

監視測定項目	公用車等のCOの測定
適用する課等名	総務課、住民課、福祉課、建設課、産業課、教育課 保健福祉センター、地域包括支援センター 学校給食センター

## 監視・測定手順

**【目的】** 公用自動車・消防自動車に対し、公害防止上の技術基準に適合する車両を使用することを目的とする。

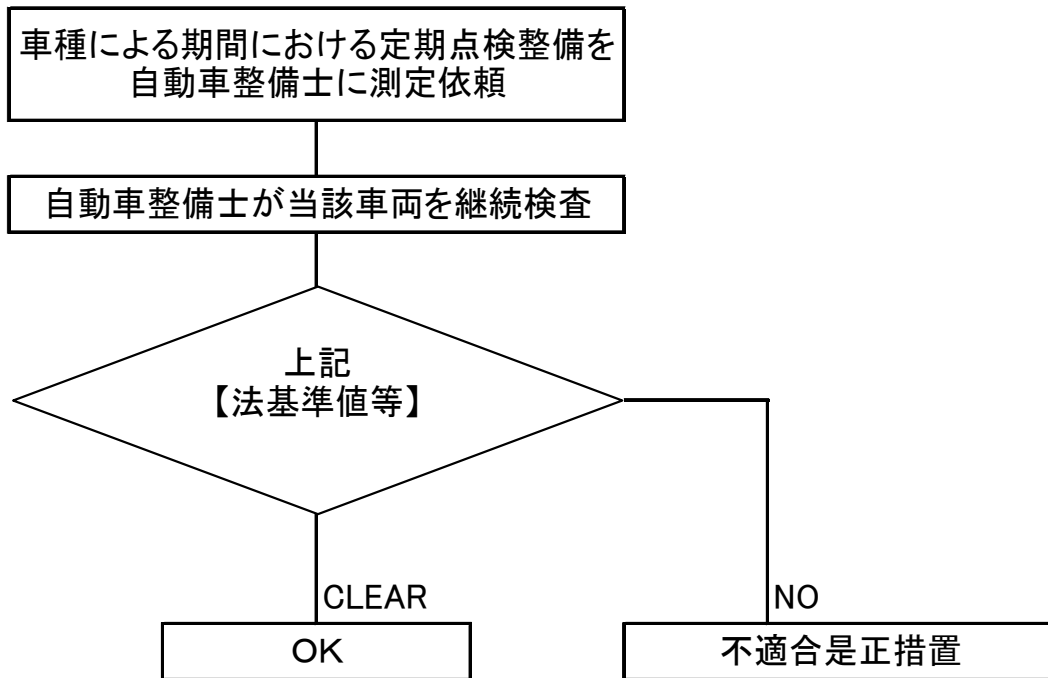
**【適用法令等】** 道路運送車両法

**【適用車両】**  
 公用自動車  
 消防自動車

**【監視・測定頻度】**  
 1回／年

**【法基準値等】**  
 CO 4.5%以下  
 Hc 1200ppm以下

**【監視・測定手順】**



**【評価手順】**  
 法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

# 排水水汚染状態監視・測定手順書

監視測定項目	合併処理浄化槽（プラネットプラザ）の水質の測定
適用する課等名	教育課（輪之内町プラネットプラザ）

## 監視・測定手順

**【目的】**

輪之内町プラネットプラザに設置されている合併処理浄化槽の排水水の汚染状況を測定し、公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。

**【適用法令】** 水質汚濁防止法

**【適用施設】**

輪之内町プラネットプラザ内合併処理浄化槽  
（748人槽・接触ばっき方式）（排水水量：通常 135m<sup>3</sup>/日）

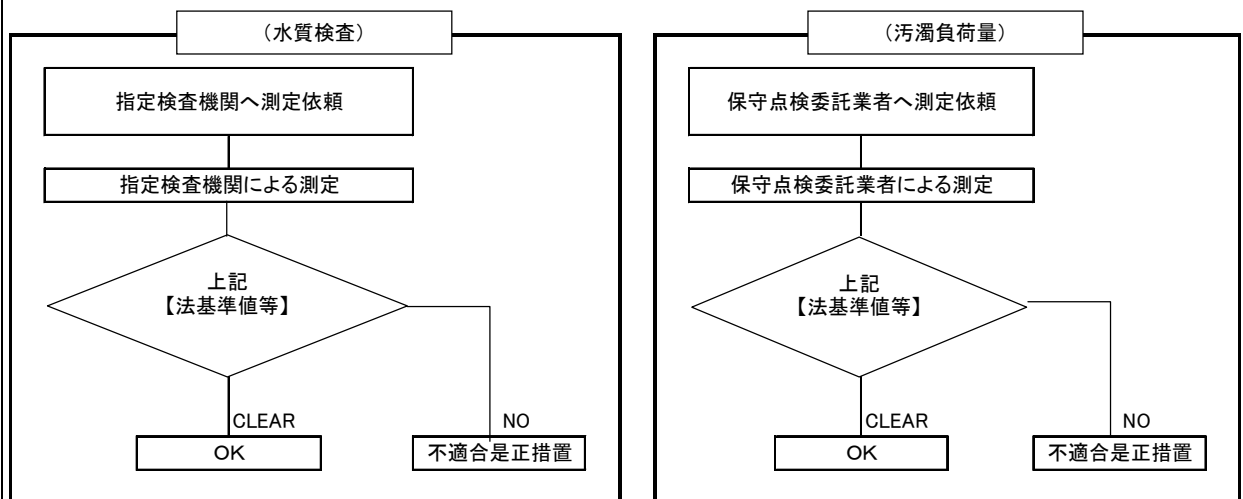
**【監視・測定頻度】**

1回/年（排水水質検査）1回以上/30日（汚濁負荷量）

**【法基準値等】**

水質検査：水素イオン濃度	5.8~8.6	生物化学的酸素要求量	40mg/ℓ
化学的酸素要求量	30mg/ℓ	浮遊物質量	90mg/ℓ
大腸菌群数 日間平均	3000	窒素含有量	120mg/ℓ
リン含有量	16mg/ℓ		
汚濁負荷量：化学的酸素要求量	30mg/ℓ		

**【監視・測定手順】**



**【評価手順】**

法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

# 排水水汚染状態監視・測定手順書

監視測定項目	輪之内浄化センターからの放流水の水質測定
適用する課等名	建設課（輪之内浄化センター）

## 監視・測定手順

### 【目的】

輪之内浄化センターからの放流水の汚染状況を測定し、公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。

【適用法令】 水質汚濁防止法

### 【適用施設】

輪之内浄化センター  
オキシデーションディッチ法（処理能力 1,600 m<sup>3</sup>/日最大）

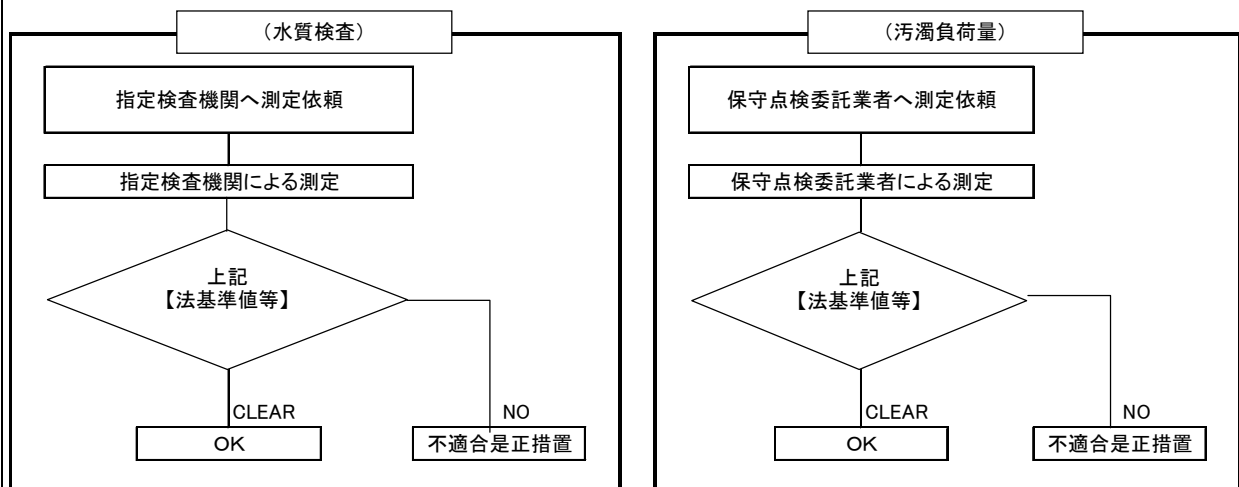
### 【監視・測定頻度】

- ・ 2回/月（8項目の排水水質検査）
- ・ 2回/年（33項目の排水水質検査）  
この測定結果を基に、翌年度の6月30日までに第一種指定化学物質の排出量及び移動量を国土交通大臣に届出。（P R T R法）
- ・ 毎日の測定（汚濁負荷量、自動計測器による）

### 【法基準値等】

水質検査：水素イオン濃度	5.8~8.6	生物化学的酸素要求量	15mg/ℓ
化学的酸素要求量	30mg/ℓ	浮遊物質	40mg/ℓ
大腸菌群数 日間平均	3000	窒素含有量	20mg/ℓ
リン含有量	3mg/ℓ		
汚濁負荷量：化学的酸素要求量	30mg/ℓ		

### 【監視・測定手順】



### 【評価手順】

法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

# 浄化槽監視・測定手順書

監視測定項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽の水質の監視 (庁舎・町民センター・ふれあいセンター・保健福祉センター・プラネットプラザ・大藪コミュニティ防災センター・エコドーム・輪之内中学校・大藪小学校・福東小学校)</li> <li>・単独処理浄化槽の水質の監視 (福東保育園・福東小学校体育館)</li> </ul>
適用する課等名	総務課 (庁舎・大藪コミュニティ防災センター) 住民課 (エコドーム) 福祉課 (ふれあいセンター・保健福祉センター・福東保育園) 産業課 (町民センター) 教育課 (プラネットプラザ・輪之内中学校・大藪小学校・福東小学校・福東小学校体育館)

## 監視・測定手順

**【目的】** 各施設に設置されている合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の状況を監視し、公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。

**【適用法令】** 浄化槽法

**【適用施設】**

- 庁舎合併処理浄化槽 (275人槽・接触ばっ気方式)
- 町民センター合併処理浄化槽 (228人槽・長時間ばっ気方式)
- ふれあいセンター合併処理浄化槽 (129人槽・接触ばっ気方式)
- 保健福祉センター合併処理浄化槽 (108人槽・接触ばっ気方式)
- プラネットプラザ合併処理浄化槽 (748人槽・接触ばっ気方式)
- 大藪コミュニティ防災センター合併処理浄化槽 (26人槽・分離接触ばっ気方式)
- エコドーム合併処理浄化槽 (7人槽・流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式)
- 輪之内中学校合併処理浄化槽 (207人槽・接触ばっ気方式)
- 大藪小学校合併処理浄化槽 (240人槽・長時間ばっ気方式)
- 福東小学校合併処理浄化槽 (240人槽・接触ばっ気方式)
- 福東小学校体育館単独処理浄化槽 (50人槽・腐敗タンク方式)
- 福東保育園単独処理浄化槽 (70人槽・腐敗方式)

**【監視・測定頻度】**

- 1回／1週 (庁舎・町民センター・輪之内中学校・大藪小学校・福東小学校)
- 1回／2週 (保健福祉センター・ふれあいセンター・プラネットプラザ)
- 1回／2月 (福東保育園)
- 1回／3月 (大藪コミュニティ防災センター・エコドーム・福東小学校体育館)

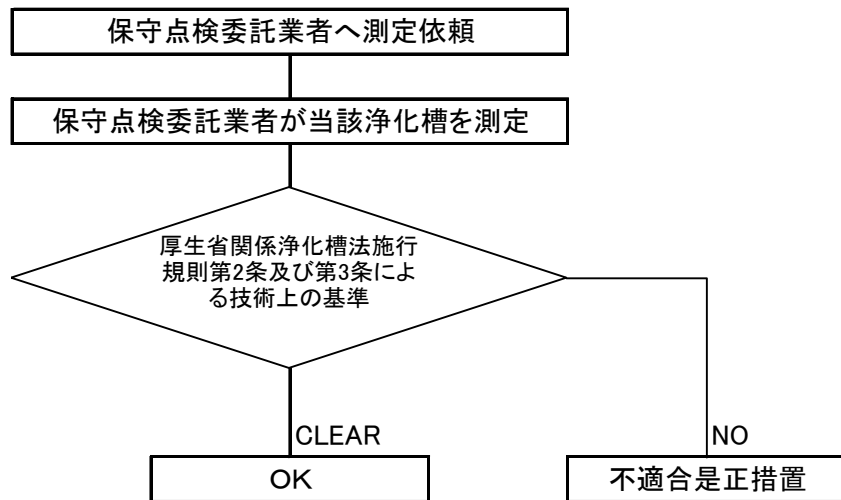
**【法基準値等】**

定期検査 (水質検査の望ましい範囲)

水素イオン濃度：PH 5.8～8.6      容存酸素量：1.0mg/l  
 透視度：単独5以上                  残留塩素：確認されること

**【監視・測定手順】**

(保守点検)



**【評価手順】**

法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

# 浄化槽監視・測定手順書

監視測定項目	浄化槽の水質の監視（法定検査）
適用する課等名	総務課（庁舎・大藪コミュニティ防災センター） 住民課（エコドーム） 福祉課（ふれあいセンター・保健福祉センター・福東保育園） 産業課（町民センター） 教育課（プラネットプラザ・輪之内中学校・大藪小学校・福東小学校・福東小学校体育館）

## 監視・測定手順

【目的】各施設に設置されている合併及び単独処理浄化槽の状況を監視し、公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。

【適用法令】 浄化槽法

【適用施設】

- 庁舎合併処理浄化槽（275人槽・接触ばっ気方式）
- 町民センター合併処理浄化槽（228人槽・長時間ばっ気方式）
- ふれあいセンター合併処理浄化槽（129人槽・接触ばっ気方式）
- 保健福祉センター合併処理浄化槽（108人槽・接触ばっ気方式）
- プラネットプラザ合併処理浄化槽（748人槽・接触ばっ気方式）
- 大藪コミュニティ防災センター合併処理浄化槽（26人槽・分離接触ばっ気方式）
- エコドーム合併処理浄化槽（7人槽・流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式）
- 輪之内中学校合併処理浄化槽（207人槽・接触ばっ気方式）
- 大藪小学校合併処理浄化槽（240人槽・長時間ばっ気方式）
- 福東小学校合併処理浄化槽（240人槽・接触ばっ気方式）
- 福東小学校体育館単独処理浄化槽（50人槽・腐敗タンク方式）
- 福東保育園単独処理浄化槽（70人槽・腐敗方式）

【監視・測定頻度】 1回/年

【法基準値等】

定期検査（水質検査の望ましい範囲）

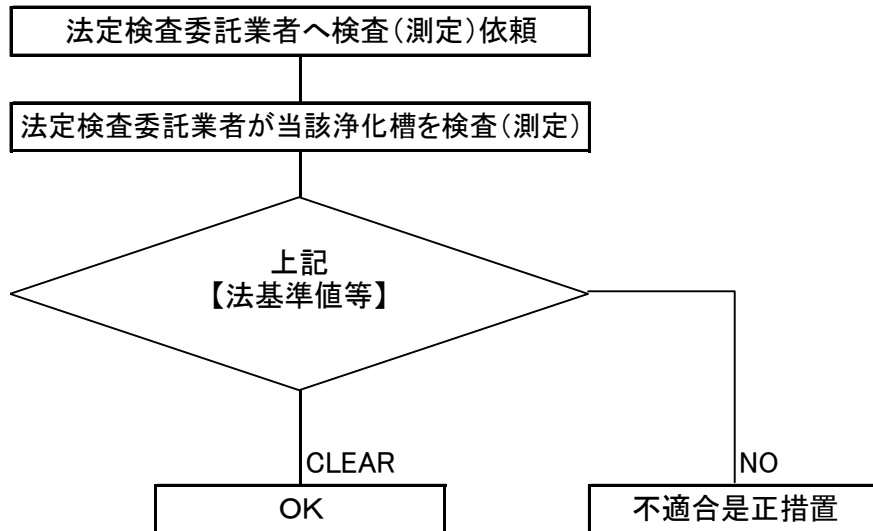
水素イオン濃度：PH 5.8～8.6 容存酸素量：1.0mg/l

透視度：単独5以上

残留塩素：確認されること

【監視・測定手順】

（法定検査）



【評価手順】

法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

地下オイルタンク監視・測定手順書	
監視測定項目	地下オイルタンクの監視
適用する課等名	総務課（輪之内町庁舎） 産業課（輪之内町民センター） 教育課（輪之内中学校・福東小学校・大藪小学校・仁木小学校） 学校給食センター
監視・測定手順	
<p><b>【目的】</b> 輪之内町庁舎、輪之内町民センター、学校給食センター等に設置してある地下オイルタンクの状況を監視し、災害の予防に努めるものとする。</p> <p><b>【適用法令】</b> 消防法</p> <p><b>【適用施設】</b> 「地下貯蔵オイルタンク一覧」による。</p> <p><b>【監視・測定頻度】</b> 1回/年</p> <p><b>【法基準値等】</b> 危険物の規制に関する政令に定める基準による</p> <p><b>【監視・測定手順】</b></p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[定期点検業者へ測定依頼] --&gt; B{上記【法基準値等】}     B -- 適合 --&gt; C[OK]     B -- 不適合 --&gt; D[不適合是正措置]             </pre> </div>	
<p><b>【評価手順】</b></p> <p>法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。</p>	

## 地下貯蔵オイルタンク一覧

対象物名	許可年月日	完成検査年月日	危険物の類	所管課
	許可番号	検査番号	品名	
			最大数量 指定数量の倍数	
輪之内町庁舎	昭和59年5月24日	昭和59年9月13日	第4類第2石油類 灯油	総務課
	第1974号	第3494号	5,000 <sup>リットル</sup> 5.0倍	
町民センター	昭和56年3月27日	昭和56年7月9日	第4類第2石油類 灯油	産業課
	第1780号	第2976号	4,900 <sup>リットル</sup> 4.9倍	
学校給食センター	昭和63年2月16日	昭和63年3月14日	第4類第3石油類 重油	教育課
	第2257号	第4180号	4,000 <sup>リットル</sup> 2.0倍	
輪之内中学校	昭和59年10月15日	昭和59年12月7日	第4類第3石油類 重油	教育課
	第2010号	第3560号	5,000 <sup>リットル</sup> 2.5倍	
福東小学校	昭和57年11月26日	昭和58年2月3日	第4類第3石油類 重油	教育課
	第1884号	第3231号	6,000 <sup>リットル</sup> 3.0倍	
大藪小学校	昭和53年4月11日	昭和53年5月25日	第4類第3石油類 重油	教育課
	第1443号	第2281号	6,000 <sup>リットル</sup> 3.0倍	
仁木小学校	昭和50年11月4日	昭和51年3月12日	第4類第2石油類 灯油	教育課
	第1279号	第1913号	3,000 <sup>リットル</sup> 3.0倍	

地下オイルタンク緊急事態管理手順書	
事故及び緊急事態	地下オイルタンクからの燃料の漏洩
適用する課等名	総務課（庁舎） 産業課（町民センター） 教育課（輪之内中学校・福東小学校・大藪小学校・仁木小学校） 学校給食センター
実 行 手 順	記録・帳票類の名称
<p>I. 地下オイルタンクの給油業者及び保守点検業者の報告</p> <p>1. 総務課長は、地下オイルタンクの給油業者及び保守点検業者と契約したときは、関係課等の長に通知する。</p> <p>II. 地下オイルタンクの日常点検</p> <p>1. 地下オイルタンクを所管する課等の長は、緊急事態を予防する処置として、地下オイルタンクから貯蔵オイルの漏洩がないか日常的に監視するため、毎月1回漏洩検査管の変形、損傷、土砂等の堆積の有無を確認し、併せて検査棒により漏洩オイルの有無についても確認する。なお、課等の長は、地球温暖化対策推進委員又はその他の職員にこの日常点検を実施させることができるものとする。</p> <p>2. 日常点検を実施した場合は、「地下オイルタンク点検記録書」に点検結果を記録する。</p> <p>III. 緊急時の点検の実施</p> <p>1. 地下オイルタンクを所管する課等の長は、地震等の緊急時には、地下オイルタンク使用の停止、オイルポンプの停止をした後、地下オイルタンクを点検する。なお、課等の長は、地球温暖化対策推進委員又はその他の職員に点検を実施させることができる。</p> <p>2. 点検は、検査棒による漏洩オイルの確認及び液面計の推移を見守ることにより実施する。</p> <p>IV. 緊急事態の対応</p> <p>緊急時の点検の結果、地下オイルタンクから貯蔵オイルの漏洩が確認された場合は、次の手順に従い、環境影響を軽減するために迅速な対応をとる。</p>	<p>地下オイルタンク点検記録書</p>



実 行 手 順	記録・帳票類の名称
<p>[緊急事態対応手順]</p> <pre> graph TD     A[緊急事態を確認した者] -- 周知及び指示 --&gt; B[関係職員(課等の長も含む)]     B -- "緩和措置の実施 ・漏洩付近での火気使用の制限 ・注意喚起のための立て看板等の設置" --&gt; C1[大垣消防組合 南分署 89-2022]     B -- "緩和措置の実施 ・漏洩付近での火気使用の制限 ・注意喚起のための立て看板等の設置" --&gt; C2[西濃振興局 環境課 73-1111]     B -- "緩和措置の実施 ・漏洩付近での火気使用の制限 ・注意喚起のための立て看板等の設置" --&gt; C3[給油業者 総務課による契約業者 (別途、契約ごとに周知)]     B -- "緩和措置の実施 ・漏洩付近での火気使用の制限 ・注意喚起のための立て看板等の設置" --&gt; C4[保守点検業者 総務課による契約業者 (別途、契約ごとに周知)]     C1 --- D["(資材の準備) ・油吸着マット ・オイルブロクター"]     C3 --- E["・油の抜き取り・補修等"]     C4 --- E     E --&gt; F[処置完了]                     </pre>	

平成 年度

# 地下オイルタンク点検記録書

課 等 名 :

点検年月日	漏洩検査管による視認状況 (異常があった場合はその状況を記入)			漏洩オイル の有無	点検者
	変形の有無	損傷の有無	土砂等の堆積の有無		

自家用電気工作物監視・測定手順書																																																																													
監視測定項目	自家用電気工作物の監視																																																																												
適用する課等名	総務課（庁舎） 福祉課（保健福祉センター・ふれあいセンター・大藪保育園・福東保育園・仁木保育園） 建設課（水源地、第2水源地、浄化センター） 教育委員会（文化会館・学校給食センター・輪之内中学校・大藪小学校・福東小学校・仁木小学校）																																																																												
監視・測定手順																																																																													
<p><b>【目的】</b> 次の各施設に設置してある自家用電気工作物の状況を監視し、自家用電気工作物の保安管理に努めるものとする。</p> <p><b>【適用法令】</b> 電気事業法</p> <p><b>【適用施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>庁舎</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">受電設備需要設備容量</td> <td style="width: 20%;">255 KVA</td> <td style="width: 20%;">受電電圧</td> <td style="width: 20%;">6, 600 V</td> </tr> <tr> <td>非常用予備発電装置容量</td> <td>55 KVA</td> <td>発電電圧</td> <td>220 V</td> </tr> </table>                             水冷4サイクルディーゼル機関                         </li> <li>・<b>保健福祉センター</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>175 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> </table> </li> <li>・<b>ふれあいセンター</b>（絶縁監視装置無）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>37 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> </table> </li> <li>・<b>大藪保育園</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>130 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> </table> </li> <li>・<b>福東保育園</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>130 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> </table> </li> <li>・<b>仁木保育園</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>130 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> </table> </li> <li>・<b>水源地</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>300 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> <tr> <td>非常用予備発電装置容量</td> <td>230 KVA</td> <td>発電電圧</td> <td>220 V</td> </tr> </table>                             ディーゼルエンジン                         </li> <li>・<b>第2水源地</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>300 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> <tr> <td>非常用予備発電装置容量</td> <td>200 KVA</td> <td>発電電圧</td> <td>210 V</td> </tr> </table>                             ディーゼルエンジン                         </li> <li>・<b>浄化センター</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>300 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> <tr> <td>非常用予備発電装置容量</td> <td>105 KVA</td> <td>発電電圧</td> <td>220 V</td> </tr> </table>                             ディーゼルエンジン                         </li> <li>・<b>文化会館</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>1,020 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> <tr> <td>非常用予備発電装置容量</td> <td>125 KVA</td> <td>発電電圧</td> <td>220 V</td> </tr> </table>                             立形水冷4サイクルディーゼル機関                         </li> <li>・<b>学校給食センター</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>129 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> </table> </li> <li>・<b>輪之内中学校</b>（絶縁監視装置有）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>250 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> </table> </li> <li>・<b>大藪小学校</b>（絶縁監視装置無）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>125 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> </table> </li> <li>・<b>福東小学校</b>（絶縁監視装置無）                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>受電設備需要設備容量</td> <td>75 KVA</td> <td>受電電圧</td> <td>6, 600 V</td> </tr> </table> </li> </ul>		受電設備需要設備容量	255 KVA	受電電圧	6, 600 V	非常用予備発電装置容量	55 KVA	発電電圧	220 V	受電設備需要設備容量	175 KVA	受電電圧	6, 600 V	受電設備需要設備容量	37 KVA	受電電圧	6, 600 V	受電設備需要設備容量	130 KVA	受電電圧	6, 600 V	受電設備需要設備容量	130 KVA	受電電圧	6, 600 V	受電設備需要設備容量	130 KVA	受電電圧	6, 600 V	受電設備需要設備容量	300 KVA	受電電圧	6, 600 V	非常用予備発電装置容量	230 KVA	発電電圧	220 V	受電設備需要設備容量	300 KVA	受電電圧	6, 600 V	非常用予備発電装置容量	200 KVA	発電電圧	210 V	受電設備需要設備容量	300 KVA	受電電圧	6, 600 V	非常用予備発電装置容量	105 KVA	発電電圧	220 V	受電設備需要設備容量	1,020 KVA	受電電圧	6, 600 V	非常用予備発電装置容量	125 KVA	発電電圧	220 V	受電設備需要設備容量	129 KVA	受電電圧	6, 600 V	受電設備需要設備容量	250 KVA	受電電圧	6, 600 V	受電設備需要設備容量	125 KVA	受電電圧	6, 600 V	受電設備需要設備容量	75 KVA	受電電圧	6, 600 V
受電設備需要設備容量	255 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
非常用予備発電装置容量	55 KVA	発電電圧	220 V																																																																										
受電設備需要設備容量	175 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
受電設備需要設備容量	37 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
受電設備需要設備容量	130 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
受電設備需要設備容量	130 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
受電設備需要設備容量	130 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
受電設備需要設備容量	300 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
非常用予備発電装置容量	230 KVA	発電電圧	220 V																																																																										
受電設備需要設備容量	300 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
非常用予備発電装置容量	200 KVA	発電電圧	210 V																																																																										
受電設備需要設備容量	300 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
非常用予備発電装置容量	105 KVA	発電電圧	220 V																																																																										
受電設備需要設備容量	1,020 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
非常用予備発電装置容量	125 KVA	発電電圧	220 V																																																																										
受電設備需要設備容量	129 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
受電設備需要設備容量	250 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
受電設備需要設備容量	125 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										
受電設備需要設備容量	75 KVA	受電電圧	6, 600 V																																																																										

監視・測定手順

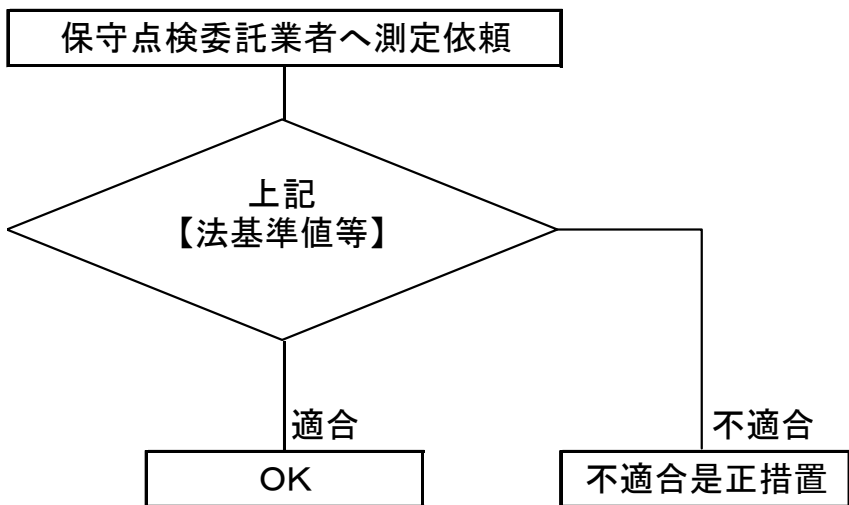
・仁木小学校（絶縁監視装置無）  
 受電設備需要設備容量 100KVA 受電電圧 6,600V

【監視・測定頻度】

1回／2ヶ月（庁舎・保健福祉センター・大藪保育園・福束保育園・仁木保育園・  
 水源地・第2水源地・浄化センター・文化会館・学校給食センター  
 ・輪之内中学校・・・絶縁監視装置があるため、大藪小学校・福束  
 小学校・仁木小学校）  
 1回／3ヶ月（ふれあいセンター）

【法基準値等】 電気設備技術基準の省令に定める基準による

【監視・測定手順】



【評価手順】

法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

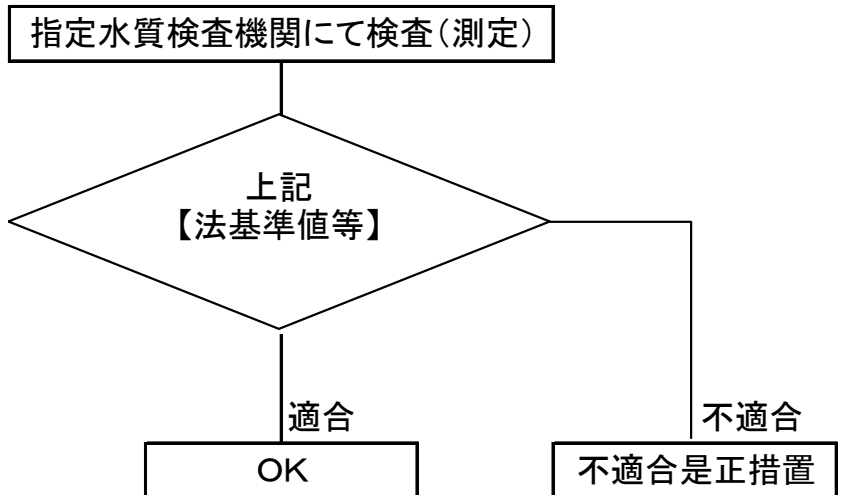
# 上水道水監視・測定手順書

監視測定項目	上水道水の水質の測定
適用する課等名	建設課（輪之内町水源地、輪之内町第2水源地）

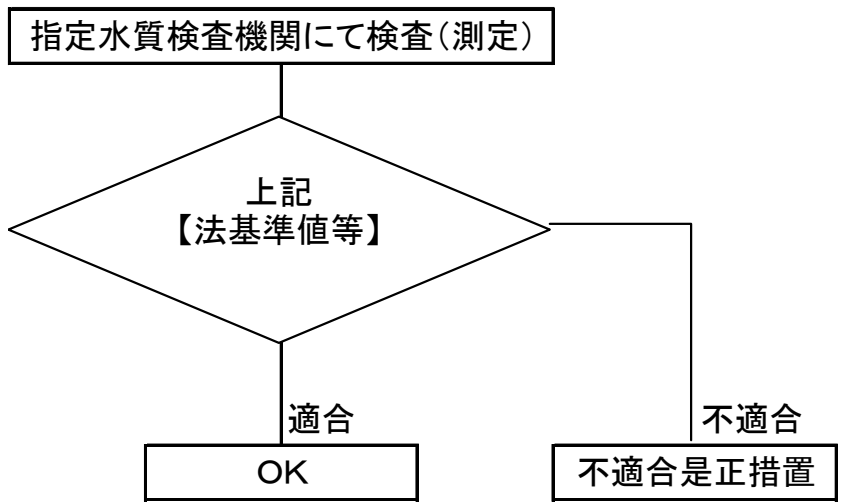
## 監視・測定手順

- 【目的】 清浄なる水源を確保、供給することを目的とする。
- 【適用法令】 水道法
- 【適用施設】 輪之内町水源地、輪之内町第2水源地
- 【監視・測定頻度】
  - 1 2回／年（定期（浄水9項目）水質検査） 4回／年（定期（浄水23項目）水質検査）
  - 1回／年（原水38項目水質検査） 1回／年（浄水50項目水質検査）
- 【法基準値等】
  - 水道法第4条第2項並びに水質基準に関する省令（厚生労働省令第101号）に定める基準（別紙）
- 【監視・測定手順】

（定期（浄水9項目、23項目）水質検査、原水38項目水質検査及び浄水50項目水質検査）



（水質検査）



- 【評価手順】
  - 法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

<h2 style="margin: 0;">上水道水監視・測定手順書</h2>	
監視測定項目	上水道水の水質の監視
適用する課等名	建設課（輪之内町水源地、輪之内町第2水源地）
監視・測定手順	
<p><b>【目的】</b> 清浄なる水源を確保、供給することを目的とする。</p> <p><b>【適用法令】</b> 水道法</p> <p><b>【適用施設】</b> 輪之内町水源地、輪之内町第2水源地</p> <p><b>【監視・測定頻度】</b> 毎日（色及び濁り並びに消毒の残留効果）</p> <p><b>【法基準値等】</b> 水道法施行規則第15条第1項第1号に規定する検査</p> <p><b>【監視・測定手順】</b> （色及び濁り並びに消毒の残留効果）</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">建設課職員により検査(監視)</div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     上記  <b>【法基準値等】</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;">                         適合                          ↓  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto;">OK</div> </div> <div style="text-align: center;">                         不適合                          ↓  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto;">不適合是正措置</div> </div> </div> </div> <p><b>【評価手順】</b> 法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。</p>	

<b>一般廃棄物処理施設維持管理監視・測定手順書</b>	
監視測定項目	一般廃棄物最終処分場の使用開始前の地下水の水質等の測定
適用する課等名	住民課（町一般廃棄物最終処分場）
監視・測定手順	
<p><b>【目的】</b> 町一般廃棄物最終処分場の使用開始前における地下水の水質等を測定し、使用開始後における数値の変動の目安とする。</p> <p><b>【適用法令】</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p><b>【適用施設】</b>                  町一般廃棄物最終処分場                  埋立面積： 6, 548 m<sup>2</sup>                  埋立容量： 31, 193 m<sup>3</sup>                  使用開始年月日：平成14年4月1日（平成6年8月1日）</p> <p><b>【監視・測定頻度】</b> 使用開始前（現在の施設については、法改正前の施設であり、適用されない。）</p> <p><b>【法規制値等】</b> 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に定める地下水等検査項目の基準（別紙）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査項目</li> <li>①地下水等検査項目（23項目）</li> <li>②電気伝導率・・・基準値なし</li> <li>③塩化物イオン・・・基準値なし</li> </ul> <p><b>【監視・測定手順】</b></p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre>                     graph TD                         A[指定水質検査機関へ測定依頼] --&gt; B[指定水質検査機関による測定]                         B --&gt; C{上記【法基準値等】}                         C -- YES --&gt; D[OK]                         C -- NO --&gt; E[不適合是正措置]                     </pre> </div>	

<b>一般廃棄物処理施設維持管理監視・測定手順書</b>	
監視測定項目	一般廃棄物最終処分場の使用開始後の地下水の水質等の測定
適用する課等名	住民課（町一般廃棄物最終処分場）
監視・測定手順	

**【目的】** 町一般廃棄物最終処分場の使用開始前における地下水の水質等を測定し、一般廃棄物処理施設の良い維持管理を図ることを目的とする。

**【適用法令】**  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

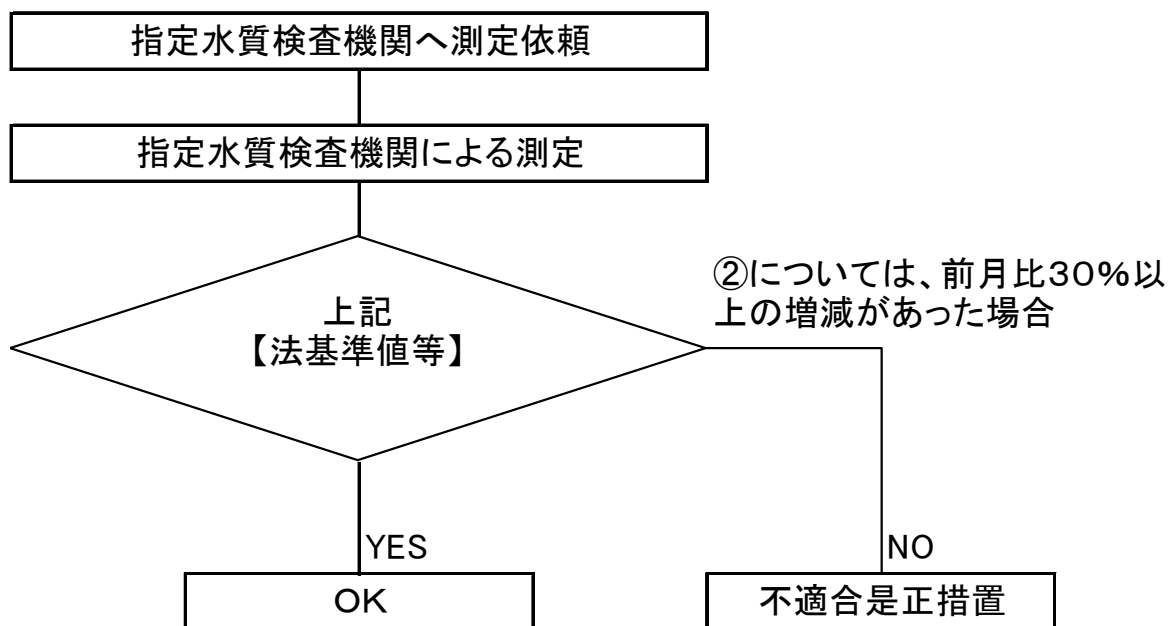
**【適用施設】**  
 町一般廃棄物最終処分場  
 埋立面積： 6, 5 4 8 m<sup>2</sup>  
 埋立容量： 3 1, 1 9 3 m<sup>3</sup>  
 使用開始年月日：平成14年4月1日（平成6年8月1日）

**【監視・測定頻度】**  
 1回／年（下記①、③について）  
 1回／月（下記②、④について）  
 ④は③を実施する月には、実施しないものとする。

**【法規制値等】** 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に定める地下水等検査項目の基準（別紙）

- ・検査項目
- ・地下水
  - ①地下水等検査項目（23項目）
  - ②電気伝導率又は塩化物イオン・・・基準値なし
- ・浸透水（放流水）
- ③排水基準等検査項目（42項目）
- ④水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量

**【監視・測定手順】**



**【評価手順】**  
 法基準値等を逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。



一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る  
技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第  
1号）に定める地下水等検査項目の基準

No.	項 目	基 準 値
1	アルキル水銀	検出されないこと。
2	総水銀	0.0005 mg/l以下
3	カドミウム	0.01 mg/l以下
4	鉛	0.01 mg/l以下
5	六価クロム	0.05 mg/l以下
6	砒素	0.01 mg/l以下
7	全シアン	検出されないこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
9	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
11	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
12	四塩化炭素	0.002 mg/l以下
13	1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
14	1・1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下
15	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
16	1・1・1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
19	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.006 mg/l以下
20	2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s -トリアジン(別名シマジン)	0.003 mg/l以下
21	S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオ カルバマート(別名チオベンカルブ)	0.02 mg/l以下
22	ベンゼン	0.01 mg/l以下
23	セレン	0.01 mg/l以下

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る  
技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第  
1号）に定める排水等検査項目の基準

No.	項 目	基 準 値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l以下
3	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l以下
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/l以下
5	有機燐化合物	1 mg/l以下
6	六価クロム化合物	0.5 mg/l以下
7	砒素及びその化合物	0.1 mg/l以下
8	シアン化合物	1 mg/l以下
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l以下
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/l以下
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l以下
12	ジクロロメタン	0.2 mg/l以下
13	四塩化炭素	0.02 mg/l以下
14	1・2-ジクロロエタン	0.04 mg/l以下
15	1・1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l以下
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l以下
17	1・1・1-トリクロロエタン	3 mg/l以下
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg/l以下
19	1・3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l以下
20	チウラム	0.06 mg/l以下
21	シマジン	0.03 mg/l以下
22	チオベンカルブ	0.2 mg/l以下
23	ベンゼン	0.1 mg/l以下
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/l以下
25	ほう素及びその化合物	50 mg/l以下
26	ふっ素及びその化合物	15 mg/l以下

No.	項 目	基 準 値
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/リットル以下
28	水素イオン濃度（水素指数）	5.8以上8.6以下
29	生物化学的酸素要求量	60mg/リットル以下
30	化学的酸素要求量	90mg/リットル以下
31	浮遊物質	60mg/リットル以下
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/リットル以下
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/リットル以下
34	フェノール類含有量	5mg/リットル以下
35	銅含有量	3mg/リットル以下
36	亜鉛含有量	2mg/リットル以下
37	溶解性鉄含有量	10mg/リットル以下
38	溶解性マンガン含有量	10mg/リットル以下
39	クロム含有量	2mg/リットル以下
40	大腸菌群数	1立方センチメートルにつき日間平均3,000個以下
41	窒素含有量	120（日間平均60）mg/リットル以下
42	リン含有量	16（日間平均8）mg/リットル以下

# 特別管理産業廃棄物監視・測定手順書

監視測定項目	特別管理産業廃棄物管理票の監視 特別管理産業廃棄物に関する報告の監視
適用する課等名	輪之内町保健福祉センター

## 監視・測定手順

**【目的】** 輪之内町保健福祉センターより排出される医薬材料（注射器等）が特別管理産業廃棄物であるため、その処理について適正に処理されるよう監視することを目的とする。

**【適用法令】** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

**【適用施設】** 輪之内町保健福祉センター

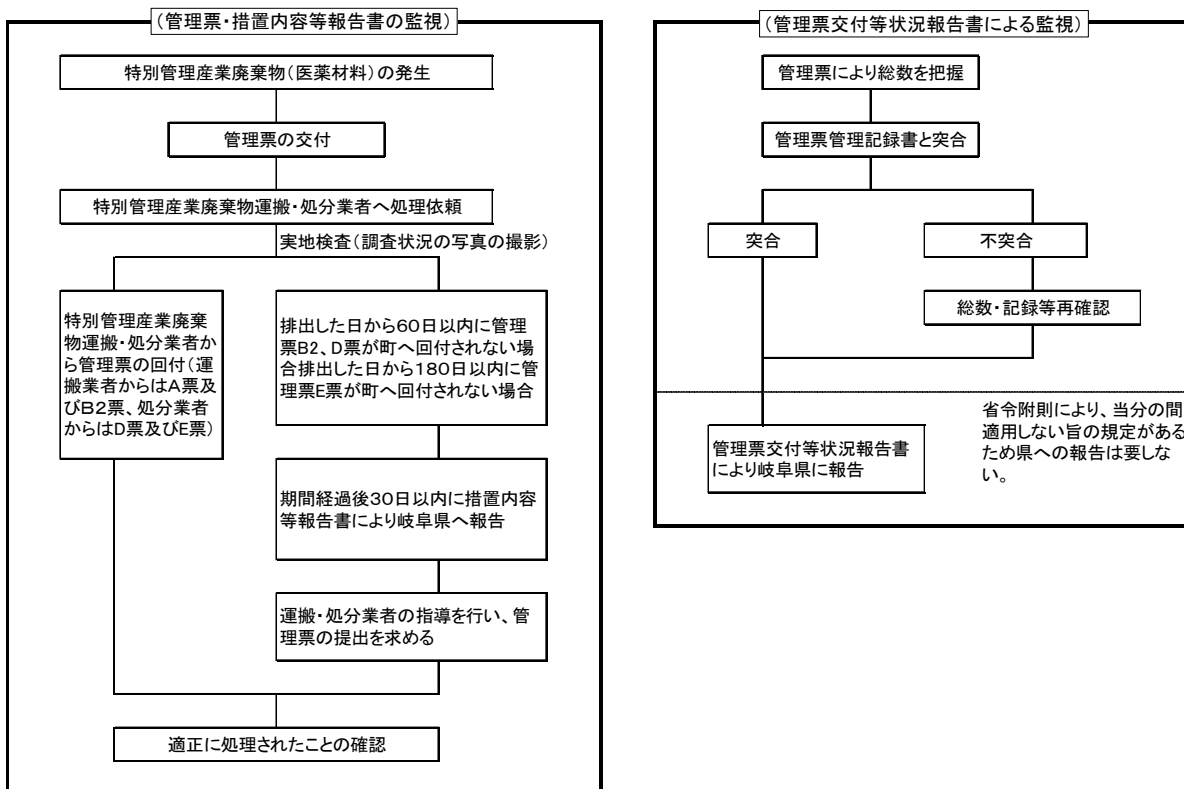
**【実行手順】** 特別管理産業廃棄物である医薬材料（注射器等）については、所定の容器に入れ、鍵をかけて保管し、その保管庫には「管理責任者名」及び「取扱い方法」を明記しておく。

容器が満杯となった都度、特別管理産業廃棄物運搬・処分業者に引き渡す。この際、予め業者の資格を確認しておくこと。

### 【監視・測定頻度】

- 特別管理産業廃棄物を排出し、特別管理産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付したときは、次により管理票の回収状況を監視する。  
B2・D票：交付から60日を経過した日又は送付のあった日  
E票：交付から180日を経過した日又は送付のあった日
- 特別管理産業廃棄物に関する報告の監視
  - 期間内に管理票が未回収の場合・・・「措置内容等報告書」それぞれの期間経過後30日以内に報告
  - 「管理票交付等状況報告書」 1回/年（当該年度の翌年度6月末まで）

### 【監視・測定手順】



### 【評価手順】

上記【監視・測定手順】から逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

# 特別管理産業廃棄物監視・測定手順書

監視測定項目	特別管理産業廃棄物管理票の監視 特別管理産業廃棄物に関する報告の監視
適用する課等名	建設課（輪之内浄化センター）

## 監視・測定手順

**【目的】** 輪之内浄化センターのTP・TN自動測定器より排出される試薬（廃酸、月1回の交換）が特別管理産業廃棄物であるため、その処理について適正に処理されるよう監視することを目的とする。

**【適用法令】** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

**【適用施設】** 輪之内浄化センター

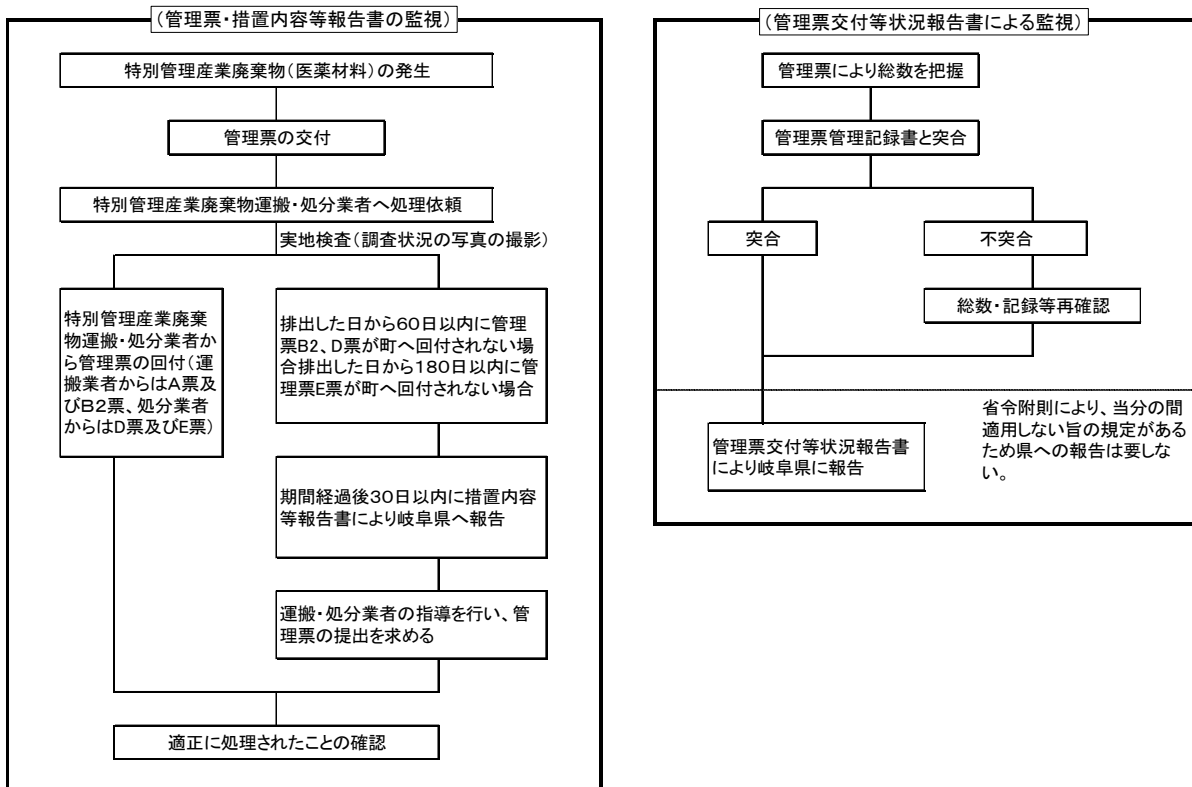
**【実行手順】** 特別管理産業廃棄物である試薬（廃酸）については、所定の容器に入れ、鍵をかけて保管し、その保管庫には「管理責任者名」及び「取扱い方法」を明記しておく。

年2回、特別管理産業廃棄物運搬・処分業者に引き渡す。この際、予め業者の資格を確認しておくこと。

### 【監視・測定頻度】

- 特別管理産業廃棄物を排出し、特別管理産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付したときは、次により管理票の回収状況を監視する。  
B2・D票：交付から60日を経過した日又は送付のあった日  
E票：交付から180日を経過した日又は送付のあった日
- 特別管理産業廃棄物に関する報告の監視
  - 期間内に管理票が未回収の場合・・・「措置内容等報告書」それぞれの期間経過後30日以内に報告
  - 「管理票交付等状況報告書」 1回/年（当該年度の翌年度6月末まで）

### 【監視・測定手順】



### 【評価手順】

上記【監視・測定手順】から逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

# 産業廃棄物監視・測定手順書

監視測定項目	産業廃棄物管理票の監視 産業廃棄物に関する報告の監視
適用する課等名	建設課（輪之内浄化センター）

## 監視・測定手順

**【目的】** 輪之内浄化センターより排出される汚泥が産業廃棄物であるため、その処理について適正に処理されるよう監視することを目的とする。

**【適用法令】** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

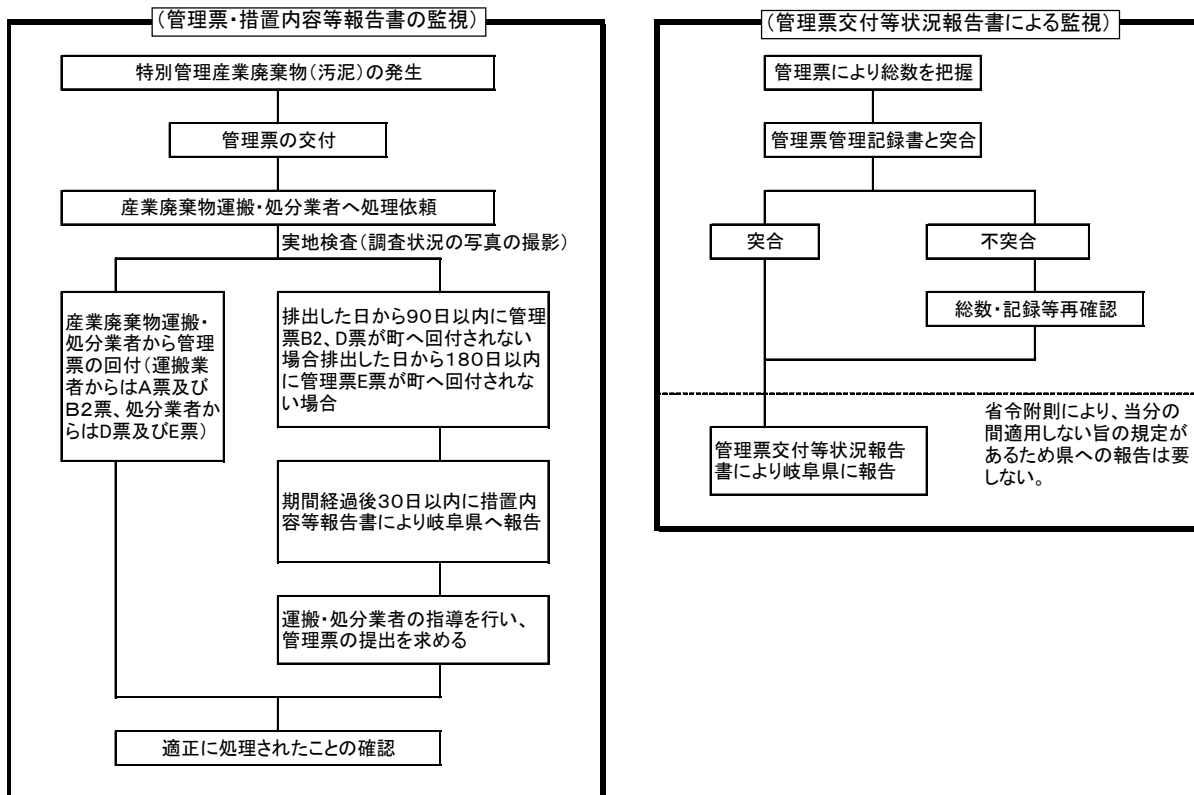
**【適用施設】** 輪之内浄化センター

**【実行手順】** 産業廃棄物である汚泥については、産業廃棄物運搬・処分業者に引き渡す。この際、予め業者の資格を確認しておくこと。

**【監視・測定頻度】**

1. 産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付したときは、次により管理票の回収状況を監視する。
  - B2・D票：交付から90日を経過した日又は送付のあった日
  - E票：交付から180日を経過した日又は送付のあった日
2. 産業廃棄物に関する報告の監視
  - ・ 期間内に管理票が未回収の場合・・・「措置内容等報告書」  
それぞれの期間経過後30日以内に報告
  - ・ 「管理票交付等状況報告書」 1回/年（当該年度の翌年度6月末まで）

**【監視・測定手順】**



**【評価手順】**

上記【監視・測定手順】から逸脱した場合は不良、それ以外は良好とする。

届出等監視・測定手順書	
監視測定項目	環境影響法令等に関する届出等の監視
適用する課等名	総務課・福祉課・住民課・産業課・建設課・教育課・ふれあいセンター・大藪保育園・福東保育園・仁木保育園・保健福祉センター・学校給食センター・輪之内中学校・大藪小学校・福東小学校・仁木小学校
監視・測定手順	記録・帳票類の名称
<p><b>【目的】</b> 法律・条例に規定のある各種届出等が的確に行われているかを監視することを目的とする。</p> <p><b>【適用法令】</b>                      大気汚染防止法                      水質汚濁防止法                      浄化槽法                      消防法                      騒音規制法                      振動規制法                      廃棄物の処理及び清掃に関する法律                      建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律                      電気事業法                      岐阜県公害防止条例                      大垣消防組合火災予防条例</p> <p><b>【適用施設とその内容】</b> 別紙</p> <p><b>【監視・測定頻度】</b> 1回/年(2月)</p> <p><b>【監視・測定手順】</b></p> <div style="text-align: center;"> <pre>                     graph TD                         A[届出が必要な手続き] --&gt; B{届出の有無}                         B -- なし --&gt; C[直ちに届出を行う]                         B -- あり --&gt; D[届出の報告]                     </pre> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書</li> <li>・公害発生源台帳の写し</li> <li>・汚濁負荷量測定手法届出書</li> <li>・特定施設使用届出書</li> <li>・特定施設設置(変更)届出書</li> <li>・し尿浄化槽記録カードの写し</li> <li>・浄化槽設置届出書の写し</li> <li>・浄化槽設置通知書の写し</li> <li>・防火管理者選任(解任)届出書</li> <li>・消防計画作成(変更)届出書</li> <li>・危険物施設設置(変更)許可書</li> <li>・危険物施設完成検査済証</li> <li>・危険物地下タンク貯蔵所施設帳の写し</li> <li>・騒音又は振動に係る特定施設設置(使用)届出書</li> <li>・特定建設作業実施届出書</li> <li>・一般廃棄物処理施設の届出</li> <li>・一般廃棄物処理施設の変更の届出</li> <li>・最終処分場に係る埋立処分の終了の届出</li> <li>・最終処分場の廃止の確認の申請</li> <li>・建設リサイクル法第11条の規定に関する通知</li> <li>・保安規程(変更)届出書</li> <li>・主任技術者不選任承認書</li> <li>・受電設備・発電設備設置届出書</li> <li>・少量危険物等取扱所検査台帳の写し</li> </ul>

関係法令等	適用する課等名	施設	規模	記録・帳票類の名称	
大気汚染防止法	学校給食センター	学校給食センター貫流式ボイラー		ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書	
水質汚濁防止法	総務課	輪之内町庁舎合併処理浄化槽	275人槽・接触ばっき方式	特定施設使用届出書	
	産業課	輪之内町民センター 合併処理浄化槽	228人槽・長時間ばっき方式	特定施設使用届出書	
	教育課	輪之内町プラネットプラザ内 合併処理浄化槽	748人槽・接触ばっき方式	公害発生源台帳の写し 汚濁負荷量測定手法届出書	
	建設課	輪之内浄化センター	ホシデーションディッチ法 処理能力 1,600m <sup>3</sup> /日最大	特定施設設置（変更）届出書 汚濁負荷量測定手法届出書	
	総務課	輪之内町庁舎合併処理浄化槽	275人槽・接触ばっき方式	し尿浄化槽記録カードの写し	
		大藪コミュニティ防災センター 合併処理浄化槽	26人槽・分離接触ばっき方式	浄化槽設置届出書の写し	
	住民課	輪之内エコドーム合併処理浄化槽	7人槽・流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式	浄化槽設置通知書の写し	
	産業課	輪之内町民センター合併処理浄化槽	228人槽・長時間ばっき方式	し尿浄化槽記録カードの写し	
	教育課	輪之内町プラネットプラザ 合併処理浄化槽	748人槽・接触ばっき方式	公害発生源台帳の写し	
		輪之内中学校合併処理浄化槽	207人槽・接触ばっき方式		
		大藪小学校合併処理浄化槽	240人槽・長時間ばっき方式		
		福東小学校合併処理浄化槽	240人槽・接触ばっき方式		
		福東小学校体育館単独処理浄化槽	70人槽・腐敗タンク方式		
	福祉課	輪之内町ふれあいセンター 合併処理浄化槽	129人槽・接触ばっき方式	し尿浄化槽記録カードの写し	
		福東保育園単独処理浄化槽	70人槽・腐敗方式	し尿浄化槽記録カードの写し	
輪之内町保健福祉センター 合併処理浄化槽		108人槽・接触ばっき方式	浄化槽設置通知書の写し		
消防法	総務課	全施設（学校給食センター・輪之内町 水源地、輪之内町第2水源地輪之内浄 化センターを除く）		防火管理者選任（解任）届出書 消防計画作成（変更）届出書	
	福祉課				
	産業課				
	教育課				
	ふれあいセンター				
	大藪保育園				
	福東保育園				
	仁木保育園				
	保健福祉センター				
	総務課				輪之内町庁舎地下オイルタンク （灯油）
産業課	輪之内町民センター 地下オイルタンク（灯油）	危険物施設完成検査済証			
学校給食センター	学校給食センター 地下オイルタンク（重油）	危険物地下タンク貯蔵所施設台帳の写し			
騒音規制法	福祉課	児童センター空気圧縮機		騒音又は振動に係る特定施設設置（使用）届出書	
	教育課	文化会館空気圧縮機及び送風機			
		図書館・歴史民俗資料館空気圧縮機 及び送風機			
	総務課	建設工事			特定建設作業実施届出書
	住民課				
	産業課				
	建設課				
	教育課				
	ふれあいセンター				
	大藪保育園				
福東保育園					
仁木保育園					
振動規制法	福祉課	児童センター空気圧縮機		騒音又は振動に係る特定施設設置（使用） 届出書	
	教育課	文化会館空気圧縮機及び送風機			
		図書館・歴史民俗資料館空気圧縮機 及び送風機			
	総務課	建設工事		特定建設作業実施届出書	
	住民課				
	産業課				
	建設課				
	教育課				
ふれあいセンター					
大藪保育園					
福東保育園					
仁木保育園					
廃棄物の処理 及び清掃に関す る法律	住民課	輪之内町一般廃棄物最終処分場		一般廃棄物処理施設の届出 一般廃棄物処理施設の変更の届出 最終処分場に係る埋立処分終了の届出 最終処分場の廃止の確認の申請	



関係法令等	適用する課等名	施設	規模	記録・帳票類の名称	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	総務課 住民課 産業課 建設課 教育課 ふれあいセンター 大藪保育園 福東保育園 仁木保育園	一定規模以上の特定建設資材を用いた解体工事、施工に特定建設資材を使用する新築工事等		建設リサイクル法第11条の規定に関する通知	
電気事業法	総務課	輪之内町庁舎 自家用電気工作物		保安規程(変更)届出書 主任技術者不選任承認書	
	福祉課	保健福祉センター 自家用電気工作物			
		ふれあいセンター 自家用電気工作物			
		大藪保育園 自家用電気工作物			
		福東保育園 自家用電気工作物			
		仁木保育園 自家用電気工作物			
		建設課	輪之内町水源地 自家用電気工作物		
			輪之内町第2水源地 自家用電気工作物		
			輪之内浄化センター 自家用電気工作物		
	教育課	輪之内町文化会館 自家用電気工作物			
		輪之内中学校 自家用電気工作物			
		大藪小学校 自家用電気工作物			
		福東小学校 自家用電気工作物			
仁木小学校 自家用電気工作物					
学校給食センター		学校給食センター 自家用電気工作物			
岐阜県公害防止条例	総務課	輪之内町庁舎 クーリングタワー		騒音又は振動に係る特定施設設置(使用)届出書	
	産業課	輪之内町民センター クーリングタワー			
大垣消防組合火災予防条例	総務課	輪之内町庁舎 自家用電気工作物		受電設備・発電設備設置届出	
	福祉課	保健福祉センター 自家用電気工作物			
		ふれあいセンター 自家用電気工作物			
		大藪保育園 自家用電気工作物			
		福東保育園 自家用電気工作物			
		仁木保育園 自家用電気工作物			
		建設課	輪之内町水源地 自家用電気工作物		
	輪之内町第2水源地 自家用電気工作物				
	輪之内浄化センター 自家用電気工作物				
	教育課	輪之内文化会館 自家用電気工作物			
		輪之内中学校 自家用電気工作物			
		大藪小学校 自家用電気工作物			
		福東小学校 自家用電気工作物			
		仁木小学校 自家用電気工作物			
		学校給食センター	学校給食センター 自家用電気工作物		
総務課	輪之内町庁舎 オイルサービスタンク (灯油) 216ℓ		少量危険物等取扱所検査台帳の写し		
	建設課	輪之内町水源地 油タンク (重油) 4900			
		輪之内町第2水源地 油タンク (軽油) 6000			

